

## 台湾における調査のための手続き

植野弘子<sup>1</sup>

**調査期間**：2009年4月1日～2010年3月31日

**国／地域**：台湾／台北市、台南市など

**調査テーマ**：台湾における家族をめぐる生活文化の変容—日本統治期とその後—

**事例の特徴**：中央研究院台湾史研究所訪問学人として1年間の調査研究を行う。

台北と台南の2地域を中心として、フィールドワークを行う。

### 【はじめに】

今回の調査研究は、所属する東洋大学の海外特別研究、いわゆるサバティカルを利用したものである。研究期間が1年間という特殊性があるが、本レポートにおいては、適宜、他の条件での手続きについても説明したい。

台湾においては、「調査ビザ」というものはない。また、2009年11月現在、日本国籍を有するものは、ビザ無しで90日間滞在できる。さらに、外国人による現地調査は、受け入れ機関の招聘がなくても可能である。こうした環境にあるため、私も、これまでにこなった手続きについて詳細な記録を残しておらず、日にちを特定できないことがしばしばであることを最初にお断りしておきたい。

### 【訪問研究先の決定—中央研究院】

台湾において長期の調査を行う場合、もっとも便利なのが、中央研究院<sup>2</sup>の訪問研究者となることである。中央研究院は、国立の学術研究機関であり、文系・理系に亘る31の研究所がある。文化人類学関係の研究所は、「民族学研究所」である。私も1980年代前半に大学院生としてフィールドワークを行った際は、その「訪問學員」（後述）となり、その後の短期調査に際して、民族学研究所に「訪問学人」（後述）の資格を申請した経験もある。

しかし、今回は、中央研究院の「台湾史研究所」を訪問先とすることにした。その理由は、ふたつあった。ひとつは、今回の私の研究内容は、日本による植民地統治と関わるが、民族学研究所では、その関連研究をしている研究者がほとんどいないのに対して、台湾史研究所では、日本統治期の研究が盛んであり資料の利用にも好都合であった。もうひとつは、受け入れ研究者である。これまで民族学研究所で私の受け入れをしてくれ、またいろいろと便宜を図ってくれていた研究員が他の機関に移ったのに対して、台湾史研究所には、ここ数年、研究活動を共に行う機会が多くなった友人の研究員A氏がいたことである。A氏に訪問研究について相談をし、受け入れ研究者を引き受けていただいた。

---

<sup>1</sup> 東洋大学社会学部教授

<sup>2</sup> <http://www.sinica.edu.tw>

## 【訪問研究の申請と招聘】

中央研究院の各研究所では、訪問研究者に対して、それぞれの基準で、「訪問学人」あるいは「訪問学員」の資格を決めている。総じて、「訪問学人」は大学などの研究機関の有職者、「訪問学員」は主として大学院生である。

台湾史研究所への訪問申請は、東洋大学社会学部による海外特別研究者の決定と連動していた。2006年には、私が2009年度海外特別研究の予定者となっていたため、このころから受け入れ先を考え、さらに台湾史研究所のA氏に相談をしていた。2008年5月中旬の教授会で、私の2009年度海外特別研究派遣が決定されたため、申請書類の提出を行うことにした。

申請手続きについては、台湾史研究所のホームページ<sup>3</sup>に掲載されている。該所では、大学教員を「訪問学人」(Visiting Scholar)とし、国内外の大学の修士・博士課程の院生を「訪問学員」(Visiting Research Associate)としている。いずれにせよ、訪問研究者は、その研究テーマが研究所の研究範囲に近いこと、また所内の「助研究員」<sup>4</sup>以上の身分をもつ研究者1名が、協同研究者あるいは指導研究者となることに同意することが必要である。

申請には、必要事項を書き込んだ「訪問学人(員)申請表」(ホームページよりダウンロード可能)と、以下の資料が必要である。

- ①研究計画書
- ②履歴書
- ③関連する著作目録と代表的業績の現物
- ④在職あるいは在学している大学の学科主任、指導教授あるいは研究機関の長の推薦書

研究計画書は日本語でもかまわないとA氏から言われたが、それはあまりにも甘えすぎと考え、中国語で用意した。また、推薦書は、東洋大学社会学部長にお願いした。

訪問研究者となるには、まず上記の書類を各1部、所長宛に送る。申請された案件は、所内の学術発展委員会で審査され、半数以上の委員の同意を得ることが必要である。なお、訪問期間3ヶ月以内の申請については、所長の判断に任せられている。訪問期間は、研究内容によって決まるとしているが、1年以内が原則である。

訪問研究者の義務としては、研究が終了する以前に、所内の討論会で口頭による報告を行うこと、研究報告を書く際に研究所が研究活動の援助を行ったことを明記すること、また研究成果としての出版物あるいは博士論文のコピーの寄贈が求められている。研究所から経済的な援助は行われない。現在、台湾史研究所は、研究者が多く部屋が足りないため、訪問研究者に各自の研究室は与えられないが、大部屋に個別のデスクが用意され、パソコンの貸与も行われる。

5月中旬に「申請表」の原案をA氏にメールで送ったが、A氏は所長に私の申請について相談し、「申請表」の記述内容について所長の話をもとにしたアドバイスをくれた。それに

<sup>3</sup> <http://www.ith.sinica.edu.tw/index.php>

<sup>4</sup> 専任研究員は、「研究員」(Research Fellow)・「副研究員」(Associate Research Fellow)・「助研究員」(Assistant Research Fellow)にわかれ、さらに「研究助理」がいる。

従って書き直し、代表的業績の現物を3点用意し、申請に必要な書類すべてを5月下旬にEMSで郵送した。しかし、ちょうど学術発展委員会が開催された後に研究所に届いたため、私の審査は、7月に行われることになった。

7月の学術発展委員会で、私の訪問研究が認められ、2009年4月1日から2010年3月31日までの訪問研究を承諾した旨の所長の手紙（7月16日付け）が届いた。これは、所長のサインが入ったものであったが、文書番号のついた公文書ではなかった。

この手紙を勤務先の事務に提出し、海外特別研究派遣のための諸審査の証拠書類とした。

### 【ビザ交付申請】

台湾のビザ交付の申請先は、「台北駐日経済文化代表処」<sup>5</sup>である。台湾（中華民国）と日本との間には、国交がないため、この機関が日本における大使館の役割を果たしている。今回の台湾滞在では、外国人居留証を取得する予定であったので、2008年の12月には、代表処のサイトでビザ申請の概要について調べ、さらに電話をかけて、必要書類を確認した。私の場合には、居留ビザをとってのち、台湾で居留証に切り替えるということで、居留ビザ申請には、研究機関からの招聘状が必要であるが、所長からの手紙でよいということであった。ビザの交付は申請の翌日であり、ビザの有効期間を考え、またちょうどパスポートの再発行が必要な時期であったので、新たなパスポートを取得して、3月に入って居留ビザを申請することにした。

2009年3月17日に、代表処に居留ビザの申請を行う。私の場合に必要書類は、「赴任」の規定を応用した、以下のものであった。

- ①旅券：申請時に残存期限が6ヶ月以上
- ②必要事項を書き込んだ申請フォーム：1通
- ③写真：2枚（4cm×5cm、申請日前6ヶ月以内に撮ったもの）
- ④中華民国關係官庁許可書原本とその写し1通  
これは、台湾史研究所所長からの手紙を用いた。
- ⑤ビザ手数料 7,000円

申請は、問題なく終わったのであるが、夜、家に戻ると、留守録に代表処の係官から「提出した書類に不備があるので、明日、連絡をしてほしい」との伝言が入っていた。翌日、電話をすると、④の許可書は、中央研究院の公文書でなければならないが、私と連絡がとれなかったので、係官が台湾史研究所の事務に国際電話をかけ、必要書類を整え至急に代表処へ送るように連絡したとのことである。このため、ビザの交付には少し時間がかかる、交付の際には代表処より連絡するとのことであった。余りの親切な手配に驚きながら、お礼を述べて、知らせを待つこととした。23日にビザ交付ができるとの連絡があり、翌日、交付を受けた。

ビザはパスポートに印刷される。そこに、小片の紙の注意書きが留められるが、その内容については、係官から以下の説明があった。

---

<sup>5</sup> <http://www.roc-taiwan.org/JP/mp.asp?mp=202>

- ・ビザ交付日から2ヶ月以内に台湾へ入国すること
- ・台湾到着後、15日以内に居住地の「内政部入出国及移民署服務站」に「外僑居留証」を申請すること
- ・「外僑居留証」の裏は再入国許可証となること

3月28日に台湾に到着した。入国の際には「入境登記表」に居留ビザの番号を書いた以外は、通常の入国手続きと同様で、問題はなかった。

### 【居留証交付申請】

3月30日に台湾史研究所のA氏を訪ねたが、ちょうど所長に時間があるということで、所長への挨拶をすませた後、事務室で中央研究院の身分証明証交付のための書類を作成した。この身分証明証はICカードであり、これによって図書館の利用、体育館の利用、クリニックの利用もできることになる。

4月3日に、外僑居留証交付申請を、居住地である台北市の「内政部入出国及移民署服務站」にて行った。これ以前に、研究所の事務官より、他の訪問研究者は、**visitor visa** で入国し、その後に居留ビザをとり、さらに居留証交付申請を行うのであり、私のように日本で居留ビザを取ってきた例はないという話を聞く。本来は、申請者が中央研究院訪問学人であることを証明する中央研究院の公文書をもって、居留ビザから居留証への切り替えを申請するのである。しかし、新たに中央研究院から私が訪問学人であることの証明書類を発行するには時間がかかる。けれども、台湾史研究所が私を招聘したことを説明する中央研究院の公文書は、東京の台北駐日経済文化代表処に送られているのであるから、公文書が出ていないわけではない。事務官も、「大丈夫であろうから居留証交付の申請に试试看、問題があれば、電話で連絡してください」と言うので、申請に出かけることにした。

必要書類は以下であり、この情報は、日本でもらった注意書きにあった「台湾における外国人生活情報ホームページ」<sup>6</sup>を利用して調べた。

- ①必要事項を書き込んだ申請フォーム
- ②最近撮影した、半身脱帽正面向きの白地のカラー顔写真（4.5×3.5センチ）1枚
- ③パスポートと居留ビザの原本とコピー各1部
- ④関連する証明書類（居留の理由によって異なる）の原本とコピー各1部

④の書類は、私の場合は、招聘した「機関の許可書および在職証明書」を提出するのがもっとも該当するものであるが、許可書については所長からの手紙を用い、台湾で給与を受けていないので在職証明書は不要ということで申請をすることとした。

内政部入出国及移民署服務站では、まず受付で、書類の確認があった。この際、中央研究院から文書番号のついている公文書が必要と言われた。私からは、日本で居留ビザを取得した際に、公文書が中央研究院から東京の台北駐日経済文化代表処に直接送られ私の手元がないこと、それによって東京ですでに居留ビザを受けていることを述べて、申請をお願いした。すると、「では、申請の係官に話してみなさい」ということになった。申請の係

<sup>6</sup> <http://iff.immigration.gov.tw>

官は、私の用意した書類でよいと言ったものの、写真の背景が真っ白でないことに難色を示したが、「まあ、なんとかいけるだろう」と言うので、「是非ともこれで」と私からお願いして、申請は受理された。申請料は、1年間の居留で1,000元である。提出した書類の原本は、係官による確認後、返還される。交付日は、1週間後の4月10日と伝えられた。

10日に、服務站を訪れ、渡されていた受領のための書類を受付に出し、居留証を受けとった。住居を変更した場合は、変更届けを出すことの注意を受ける。私は、台南市にもフィールドワークのための住居を構えるつもりだったので、このような一時滞在は、どのような届けが必要かを尋ねたところ、「その場合は、届け出は不要であり、台北市の住居を移動した場合には届けるように」ということであった。

交付された「**中华民国居留證**」はICカードであり、類別は、「**外僑居留證 MULTIPLE RE-ENTRY PERMIT**」となっており、ID番号、氏名、生年月日、居留期限（訪問期間最終日）、居留理由（中央研究院の招聘）、居留住所、さらに発行機関、発行日、国籍、パスポート番号が記され、私の顔写真が2枚印刷されている。裏面には、「この証明書を保持する者は、複数回の出入国ができる。この証明書が満期になる以前に延期の申請をしてください」と書かれている。出国・入国に際しては、手続きはならず、係官にこのカードを示すだけでよいとのことであった。

### 【台湾滞在とビザ】

私の居留証交付申請の手続きが他の人とは異なっていたということであるので、台湾史研究所の事務官に、いつも行う申請の方法を聞いてみた。それによれば、訪問研究者には **visitor visa** で入国してもらい、その後、中央研究院から訪問研究者であることを証明する公文書を出し、それをまず外交部（外務省）に提出して居留ビザを取得する。その後、居留ビザから居留証に切り替える手続きを内政部入出国及移民署服務站において行うが、この際にも中央研究院の公文書を添えて申請するということであった。この一連の手続きには、中央研究院における公文書の発行、2回の申請が必要であり、かなり時間がかかる。

現在は、日本国籍を有する者は、ノービザによる滞在が90日間可能である。この期間内に訪問研究期間が終わるのであれば、ビザ申請は必要ない。しかし、訪問期間がこれ以上の場合、台湾滞在のためのビザを日本で取得しておくことが必要である。ビザがなければ、台湾において長期滞在のための居留ビザに切り替えることができない。

最近、台湾史研究所に来た日本人の訪問学人は、日本で2ヶ月間の **visitor visa** を取得して渡台し、台湾において居留ビザを得て、さらに居留証を取得している。この **visitor visa** は、「短期停留ビザ」（180日以内の滞在）であり、14日間から90日間までの期限で発行され、申請に公文書は必要とされていないが、90日間以上から180日間の滞在の場合は、一定の条件を満たすことが必要である<sup>7</sup>。180日以上滞在するには、「長期居留ビザ」をとり、それを台湾で居留証に切り替える必要がある。しかし、居留証に直接切り替えられる「長期居留ビザ」を日本で取得するにも、本来、公文書が必要であることを考えると、「短期停留ビザ」をとって台湾入国をしたほうが簡単かもしれないが、申請に際しては個別に確認することを勧めたい。

---

<sup>7</sup> 代表処ホームページの情報による。

### 【中央研究院における居住環境】

中央研究院では、学術活動センターにホテル形式と住宅形式の宿泊施設がある。いずれも、中央研究院スタッフから利用申請をすることが必要である。ホテル形式のものは、宿泊者の資格に特に制限はないが、住宅形式のものは、「訪問学人」に限られている。ホテル形式のものは、私も長年利用してきたが、現在、シングルで1泊1,100元であり、1週間を越えると割引があり、1ヶ月で28,710元になるということである。

今回は、住宅形式のものを利用することにして、2008年7月に台湾史研究所で私の訪問研究が決まった時点で、A氏から部屋の予約をしていただいた。1DK、2DK、3DKのうち、2DKの要望を出したが、すでにいっぱいであるということで、1DKの部屋を予約し、空きがでるのを待つことにした。2009年2月に2DKの部屋がとれたとの連絡があった。光熱費別で1か月9,000元である。

部屋には、家具・ベッド・冷蔵庫・テレビはあるが、調理具・食器類はなく、またガスコンロがない。このため、電子コンロを研究所事務官が個人的に貸してくれて、これで調理することになった。寝具は、学術活動センターからリースできるが、その値段はかなり割高であり、長期滞在であれば自分で買ったほうが安くなる。

### 【台南での住居探し】

今回の研究計画では、日本統治期に台南の高等女学校で学んだ方達へのインタビューがフィールドワークの中心となるため、台南市に調査拠点を設けることにしていた。この際、友人の家に泊まるか、また自分で部屋を借りるかの選択があった。フィールドワークを行う際の居住形態として、その土地の人の家に住み込む方式と、自分で独立して食事をつくり生活する方式には、一長一短がある。かつて台南県の農村でこの二つの居住方式を経験した。一緒に生活するのは、その土地になじむには好都合であり、また家庭のなかに起こるもろもろのことを経験あるいは観察することも可能である。しかし、自分の時間の確保、調査補助者に来てもらうことに不都合が生じる場合もある。自分で生活する場合は、自由にできる半面、濃い関係性を構築する機会をなくす可能性もある。今回は、調査とともに資料整理と執筆の時間の確保が必要であること、また調査の方式を考えて、友人宅への住み込みはやめて、自分で部屋を借りることにした。

このため、2008年ごろから、知り合いに適当な住居があれば紹介してほしいという話はしていたが、結局は自分で見なければならぬので、居留証を受理した翌日4月11日に台南に向かった。急いだのは、借りる期間が1年であれば借りやすいが、短期間となれば物件に限られると考えたからである。

これ以前に、花蓮に住む私の古い友人から紹介された台南市在住のB氏が、自分の大家さん夫妻に相談して、彼らがいいくつか物件を見に行ってくれていた。11日には、B氏が仕事で忙しいため、その大家さん夫妻が私の家探しを手伝ってくれ、夫妻のお宅の付近の物件をいくつかみた。また、私の台南市の友人、インフォーマントの方からも物件の紹介があり、3日間で10箇所以上の物件をみた。台南市の友人は、知り合いから借りたほうが安心できるとアドバイスしてくれたが、ちょうどよい物件がなかった。インターネットの賃貸情報も有効であった。そして、家具付き、交通の便、安全性、また買い物などの利便性

を考えて決定し、14日に賃貸契約を行った。敷金は家賃2ヶ月分、契約時にその月の家賃とともに家主に渡した。不動産業者が間に入ったが、私は仲介料を支払っていない。

インターネット回線を引く必要があり、これは家主の名前で申し込んでもらった。インターネットの通信費、光熱費などは、すべてコンビニで支払うことにした。

### 【携帯電話】

台湾では、携帯電話が非常に普及しているため、インフォーマントも、アポイントメントを取るとき、当方が携帯電話を当然もっているものとしての対応をする。いまや、携帯電話は、フィールドワークの必需品となっている。このため、複数回の訪台に際して、同じ電話番号を維持したいところであるが、外国人にはいくつかの制約があるので、それについて紹介しておきたい。

日本で使用している携帯電話を使うことも可能であるが、台湾の人に電話をしてもらう場合、国際電話をかけることになるため、台湾の携帯電話をもったほうが、連絡は円滑である。

まず、携帯機器も含めて台湾で借りるという方法であり、これは台湾の国際空港で簡単にできる。私が利用していた通信会社「台湾大哥大」では、保証金3,000円で、1日のレンタル料は100元であった。プリペイド形式であり、補充カードを購入して、そこに記された番号によってチャージを行う。帰国する際には、内蔵していたSIMカードを渡してくれる。最終チャージから6ヶ月間は番号が維持されているので、この期間内に再び台湾にすれば、このカードを再度利用して、同じ番号を使うことができる。

次にSIMカードを購入し、自らのもつ末端機器に入れて使用するする方法である。空港では、外国人も簡単に購入できるが、街中では、居留証をもたない外国人による購入は不可能とされている。今回、私は、まず到着した際に空港でSIMカードを購入した。これもプリペイド形式で、補充カードを購入して、そこに記された番号によってチャージを行う。最終チャージから6ヶ月間は番号が保持されている点は、レンタルと同様である。私は、購入時にチャージしたため、カードのみの代金が、今、正確にはわからなくなってしまったが、機器を含めて借りるよりもずっと安価ではあった。その後、プリペイド方式を、月ごとの支払いに切り替え、またその代金を銀行口座からの引き落としとした。こうしておけば、毎月わずかの経費はかかるが、台湾において同じ番号をずっと維持できることになる。銀行口座は、居留証をもっていれば外国人も簡単に開設できる。

プリペイド形式から月払いの切り替えは、サービスセンターで行ったが、外国人は保証金2,900元を支払うことが必要である。プリペイド式の時の電話番号はそのまま使用でき、残った度数は、月ごとの使用度数から引かれることになる。

### 【出国・再入国】

11月に、日本に一時帰国する必要が生じ、急遽、帰国した。かつて1980年代に居留証をもっていたときは、出国3~4日前に届けを出し、出国許可を得なければ出国できなかった。今回は、事前の手続きはならず、出国審査の際に、パスポート・居留証をみせ、「出境登記表」を提出するだけで、全く問題はなかった。また、台湾に戻る入国審査の際には、

居留証を提示した。

**【おわりに】**

台湾での調査手続きは、上述したように非常に簡単といえるであろう。調査許可状や調査用のビザもなく、受け入れ研究者がなくても現地に出かけられ、外国人立ち入り禁止地区もない。調査手続き段階で、調査のために金銭を払うこともない。また、図書館などの利用も非常に開放的である。中央研究院の各研究所付設の図書館、国立台湾大学をはじめとする大学図書館、県立・市立などの図書館、そして総督府文書を所蔵する台湾文献館も、外国人でもパスポートなどの身分証明証を提示すれば、利用は可能である。

こうした開放的な体制の下で調査研究ができるのはいかにありがたいことか、このレポートを書きつつ再認識することになった。

(2009年12月1日 攔筆)